

## 国連人口委員会第17回会期の概況報告

黒 田 俊 夫

### 1 会期, 議題, 出席者

国連人口委員会の第17回会期はジュネーブの Palais des Nations で10月29日から11月9日(1973)まで開催された。27ヶ国のメンバーのうち Gabon と Haiti の2ヶ国が欠席し、25ヶ国の代表が参加した。日本からは筆者が政府代表として、ジュネーブ代表部の渡辺一等書記官が代理として出席した。

第17回会期の役員には、Chairman にフィリピンの Mercedes B. Concepcion が、Vice-chairmen には Romania の Mrs. V. Russ, Ghana の K. T. de Graft-Johnson, Costa Rica の V. H. Morgan の3人が選出された。Rapporteur には長年その役にあった Denmark の M. Boserup に代わって Netherlands の D. J. van de Kaa が新しく選出された。Miss Concepcion の Chairman は第14回に引き続き2回目である。

Observer を出席せしめた加盟国は25ヶ国にのぼったが、特に注目されたのは中国であって、人口委員会に参加したのは今回が初めてである。中国のObservers 代表は Mr. Yu Wang, Deputy Director of the Office of Leading Members in Charge of Family Planning under the State Council で、その外厚生省課長の Mr. Chen Chia-Chen, Permanent mission の三等書記官の Mr. Chen Wen-To および再生産生理学の助教授の Mr. Lei Hai-Peng (Institute of Materia Medica, Chinese Academy of Medical Sciences) が顧問として参加していた。代表団の名簿にはのっていないが女性が1名北京から参加していた。

議題：次の通り

1. Election of officers
2. Adoption of the agenda
3. World Population Conference, 1974
4. World Population Year, 1974
5. African Census Programme
6. Proposals regarding demographic publications of the United Nations and financial implications
7. Report on the progress of work
8. Two-year and medium-term programmes of work for 1974-1975, 1974-1977 and 1976-1979
9. Dates and places of the next sessions
10. Adoption of the report of the Commission

## 2 世界人口行動計画草案 (draft World Population Plan of Action) の概要

世界人口行動計画の第1次草案が第17回人口委員会に提出された。人口委員会の最大の審議課題はこの人口行動計画案にあったといっても過言ではない。その重要性にかんがみて、人口委員会はその審議に最大限の時間を充当することにした。この計画案は“Report of the Secretary General on the draft World Population Plan of Action” (E/CN.9/292) として提出され、またこれに関連して“Report of the Advisory Committee of Experts on the World Population Plan of Action on its 2nd meeting” (E/CN.9/292/Add.1) が提出された。

なおこの draft には、すでに開催された3個のシンポジウム（人口と開発；人口と家族；人口、資源と環境）の成果のみならずその他の多くの inputs がなお考慮されていない。そのため審議はもっぱら draft の構造および一般的な内容について行われることとなった。

この第1次草案の中心部分はいうまでもなく“人口政策の目標と政策勧告”である。この点について概要をのべておこう。この部分は次のような6個の項目で構成されている。

### (1) 人口増加 (population growth)

- ① 人口増加目標の設定とそのための政策の発展。
- ② 人口増加率の増大を希望している国は死亡率の低下による方法をとること。大人口を希望する国は低増加率による方法が望ましい。
- ③ 1人あたり資源需要の著しく高い先進諸国では可能な限り早期に人口増加率零を達成すること。

### (2) 疾病および死亡 (morbidity and mortality)

- ① 具体的低下目標の設定を開発計画目的の中で設定（特に胎児、乳幼児死亡および差別疾病率、差別死亡率の縮小に関して）
- ② すべての国において、1985年までに普通死亡率12~15以下、乳児死亡率50以下、平均余命60年以上の水準を達成すること。

### (3) 再生産と家族形成 (Reproduction and family formation)

- ① 希望子供数とその出生間隔の決定の自由の尊重
- ② 家族計画に関する必要な情報・教育ならびに実行手段を、第2次開発10年代の終りまでに、おそくとも1985年までに、すべての希望者に利用できるようにすること。
- ③ 家族計画および関連サービスは、“欲しなかった出生”の防止と不妊の排除の両者を目的とすること。
- ④ 家族計画に関する情報と助言は、証明された有効な科学的知識を基礎としたものであること。
- ⑤ 女子の最低結婚年齢を少なくとも17歳にすること。一夫多妻的慣行是正の社会的、経済的施策を行うこと。

### (4) 人口分布と国内人口移動 (Population distribution and internal migration)

- ① 適切な人口分布の達成
- ② 都市地域への人口流入の規制政策と都市地域の吸収能力拡大政策ならびに過度移動の望ましくない影響排除のための政策との調整。これらの政策は、総合的社会的・経済的開発の decision-making の過程の中で統合されるべきである。
- ③ 国内人口移動政策の策定・実行に際しての指針  
イ. 人権を侵害する手段をさけること。  
ロ. 人口のより合理的な分布のための主たる方法は計画的地域開発（特に低開発地域）にある

こと。

ハ. 産業立地や社会サービス・施設の分布において、短期の経済的効果のみならず、社会的・環境的利益を考慮すべきこと。

ニ. 人口の分布パターンは、大都市と農村の選択に限定されてはならない。大都市に対する圧力をかんわするために、中小都市の網状組織の確立を考慮する必要がある。

④ 農村・都市間の人口移動の影響については、農村地域に対する影響を忘れてはならない。

イ. 国内人口移動政策において、農村人口に対する、都市地域についての経済的・社会的情報の提供、移動人口に対する教育・訓練を行うこと。

ロ. 農村あるいはその周辺地域に雇用機会および社会公共的施設の造成が必要。経済的・社会的活動の所在地に対する人口の移動だけでは十分でない。これらの活動を人口の所在地に移動させることも重要である。

ハ. 都市の圧力のかんわを目的とした農村復興プログラムのいくつかの成功事例についての調査研究とその情報の普及を国際機関が行うべきこと。

#### (5) 国際人口移動 (International migration)

① 開発途上国は、国内レベルで雇用機会の造成に特別の努力を行うべきこと。

② 受入れ国は移民に対し適切な待遇と必要な社会福祉サービスを提供すること。

③ 移民の待遇については、労働搾取の防止、人権の保全、家族共同生活の障害の除去につとめるべきである。

④ 移民の保護・援助のための双務協定を締結すること。

⑤ “頭脳流出”を未然に防ぐための国内的・国際的政策策定が緊急的に必要ある。そのために、先進国に蓄積された適切な技術の大規模導入計画といったことも必要であろう。

⑥ 開発途上国は雇用機会と技術をマッチさせるための広汎な教育およびマンパワー計画や流出頭脳の帰国を促進する施策を考慮すべきである。

⑦ 先進国は、開発途上国の頭脳流出を誘導するような特別の手段を講じてはならない。最大限に、現地の頭脳を利用するような投資を促進すべきである。

⑧ 関係国際機関は協力して、このような国際人口移動の行われる国々との間の会議を開催して、協約を作成するよう努力すべきである。

#### (6) 人口構造 (特に男女年齢別構造)

① 開発途上国は、出生力と年齢構造が経済成長と社会公共施設に対する需要に及ぼす影響に対する重大な考慮を払うべきこと。

② 先進国および国際機関は、開発途上国の開発の社会部門に対する援助を増大すべきこと。

③ 国際機関は、年齢構造の開発に及ぼす影響の研究ならびに開発計画にこのような情報の総合化の研究に重大な役割を演ずべきである。

④ 人口老年化とその対策の研究と開発計画における十分な考慮の必要性。

⑤ 開発にともなう人口移動によって、地域人口の男女・年齢別不均等が生ずる。この点に着目して予防的、治療的手段が講じられなければならない。

以上の人口に関する政策の策定、実行については、すべて、国際機関および先進諸国の、開発途上国に対する協力、援助の必要であることが勧告されている。

### 3 世界人口行動計画草案の審議

最初の世界人口行動草案であるだけに人口委員会の審議も極めて活発であった。審議にともなう若干の注目すべき点についてのべてみよう。

(1) 一部の委員の間にはなお人口行動計画の“Plan”とか“Action”の用語にこだわりをみせた。特に、ブラジル代表は、統計、分析、研究ならびに情報蒐集活動といった事実発見につとめることをPlanの内容にすべきであり、したがってPlan of ActionではなくてただPlanにすべきだと主張した。しかし、現状のままにすべきだとする意見が大部分であった。

(2) Planの構造については多くの勧告が行われた。第1の意見は、原則についてのかんたんな敘述を行ったあとを2部に分け、第1部は重要な事実、本質的な理論づけならびに結論を、そして第2部は詳細な勧告を取り扱うといった2部からなる文書とすることが望ましいとするものであった。第2の案は3部とするものである。そこでは第1部が諸原則、第2部が基幹的な行動を示した計画自体、第3部では第2部で示された基幹的行動を支持するさらに細かい行動をとり扱う。第3の案は、4部とするものである。第1部では事実の評価、第2部では計画の根柢にある諸原則、第3部では計画の目標、第4部では計画の実行に必要な財源となっている。第4の案は、現在の案の枠組の中で、計画の目的と目標ならびに勧告された手段およびプログラムを十分に整理して区分するというものであった。

(3) さらにまた、世界における事情の多様性を考慮に入れた総合的な方法にもとづいて勧告案を作るべきだという意見もあった。行動計画案は簡潔にすべきだという意見は比較的多かった。その方法として、現在の案の中心部分を背景分析の文書にふりかえることが提案された。また、すべての勧告をふくんだ世界人口行動計画の要約を本文につけ加えるといったことも考えられた。

(4) 計画の基礎となるべき人権原則については、人種差別ならびに大量破壊兵器蓄積に内在する矛盾をも包含させるべきだとの意見があった。また、国家主権の原則の強調も勧告された。すべての政策において、国家的ならびに文化的価値の尊重されるべきことが強調された。人口政策は国家間において画一的なものではありえないから、それぞれの国の事情の多様性が考慮に入れられなければならない。

(5) 人口および開発の分野においてある国が行動を起すかあるいは起さないかによって国境を超えて影響を及ぼすことがあるという原則が“計画”草案に示されている。このような原則が“計画”の1部であるべきことには意見の一致がみられたが、これらについては慎重に敘述し、明確な定義を与えるべきであるとの意見がのべられた。“計画”のこの部分は、国際的責任を無視することなく、国際的団結について特に強調すべきであることが示唆された。

(6) 完全雇用の目標ならびに生活の質の向上といった側面を最終草案において強調する必要があることが指摘された。またこれに関連して、人口学的惰性、人口変数間の相互関係、人口構造特に人口および労働力の老年化の問題、人口のより合理的な分布達成の方法等についても言及された。人口動態、人口センサスや多目的調査等をふくむ資料蒐集ならびに分析、研究、訓練等を強調することの重要性が強調された。この点に関しては、「各国の機関の人口研究に関する専門家作業グループ」の勧告研究プラン(E/CN.9/242)がここでの勧告の有益な出発点になると思われた。

(7) 開発途上国に対するいろいろな種類の援助は極めて重要であり、頭脳流出のコントロールに効果がある。また、先進諸国は完全雇用と住宅事情の限度内において開発途上国からの移民に対して門戸を閉鎖すべきでない。しかし、先進諸国は開発途上国の専門家を引っ張るようなことをしないことが特に重要であるとも考えられた。

(8) 他方において、先進国から技術者が開発途上国に流出する「逆頭脳流出」(reverse brain drain)

は国際的援助の1つの重要な形態であると考えられる。

(9) 討議の重要な焦点の1つは人口増加の問題であった。人口増加によって経済成長と社会福祉の拡大が生じないような先進諸国においては可能な限り早い時期に人口増加率に近い水準を達成すべきであるという勧告が今回の第1次草案にふくまれている。これは思想的に画期的な意義をもっている。一部の者は、先進諸国にとってこの勧告は有用であるとは思われない、また主権の原則と矛盾するといった反対もあった。しかし、この勧告は適当な形で残しておくべきであるとの意見もあった。しかし、この点については十分な論議は行われなかった。というのは、今回は草案の全体構造あるいは一般論が討議の対象にされたからである。

(10) 世界人口の増加、特に開発途上国の人口増加は、将来長期にわたり幾何級数的に増大を続けるという考えかたは誤りであるといった指摘があった。今日の幾何級数的な増加はロジスティック曲線の中程の局面にあると考えられるという見解である。また、世界人口の扶養力は枯渇状態どころか十分な余力をもっており、空間や自然資源の不足といった議論は廃棄すべきであるという極論もみられた。他方において、絶対的な意味における空間の不足はさし迫ったものではないが、世界の多くの地方は、近代的なゆたかな生活のための空間の不足が生じる段階に到達していることや、またさらに、不足が差し迫っていることは真実でないかも知れないが世界人口の増加率は歴史上未経験のはげしいものであり、それ自体重大な関心の対象であるべきだといった点が指摘された。このような点から、今日の世界人口増加率かんわのためのだいたんな行動が要請された。人口増加が低開発の原因であるといった前提は誤りであって、ただ開発と人口の調和的計画が重要なのであるといった見解もみられた。一部のメンバーは、人口政策の問題に関する勧告は、死亡、出生および移動の人口変数を基礎とし、人口増加は削除すべきであると指摘した。また、世界人口についての増加目標の設定は、個々の国に対し責任を賦課することとなり望ましくないという警告もあった。一部の国ではその純再生産水準が1を割っていたり、あるいは人口増加率が負とさえなっていること、この問題もまたここでの勧告で扱われるべきであることが指摘された。しかし人口の量的目標を世界人口行動計画草案に残しておくことについての意見が支配的であった。

(11) 出生力水準の決定要因としての経済的発展と社会的近代化の重要性が強調され、また経済的ならびに社会的開発の出生力に及ぼす影響は数十年間おくらせてやっとならわれてくるものであることも指摘された。行動計画においては、出生力規制に利用可能な社会的、経済的手段ならびにマクロ、マイクロ水準における研究を強調し、同時にすべての人々に出生力コントロールに必要な情報と手段が与えられることは基本的人権にかかわるものであることが強く主張されなければならない。多くの開発途上国においては、家族計画の医師や関係職員の不足はその他の要因と共に全国的家族計画プログラムの普及拡大と効率化の障害となっている。いずれにしても、家族計画プログラムは母子および家族の保護と福祉を強調し、特にその策定と実行においては女性の積極的な参加が行われるべきであるという点については異論の余地がなかった。本草案における女子の最低結婚年齢17歳という勧告については疑問が提起された。

(12) 今回の審議は主として第1次案の構造と全般的な内容に集中したため、詳細な点については、各メンバーは改めてその意見を事務局に提出することとなった。その意見は第2次草案の作成にあたって考慮されることとなる。

#### 4 人口政策の研究プログラム

国連人口部は2年ならびに中期作業プログラムをもっており、それについての報告が常に人口委員

会において行われ、その審議が行われる。ここでは特に重要である人口政策についてその作業動向についてのべておこう。

(1) 人口委員会はこの人口政策の領域における作業に高い優先順位を与えており、特に“世界人口行動計画”のための技術的基礎的研究は世界人口年のもっとも重要な作業の1つであること、したがってその完成に最大の優先順位を与えることを要請した。また、人口委員会は、各国における人口政策の発展についての比較分析が特に重要であることを指摘した。

(2) 人口政策の分野における長期的な作業目的は、各国の開発計画やプログラムの中における人口政策の確立に援助する目的をもって人口政策の策定、実行および評価に関する実際的な知識を増大することにある。

(3) 人口政策の領域については、経済社会理事会の決議、人口委員会特に第16回人口委員会の報告書、人口政策に関する専門家諮問グループの結論 (Ad Hoc Consultative Group of Experts on Population Policy - E/CN. 9/267) 等にしがたがって、家族計画プログラムのみならず、再生産および家族形成、疾病および死亡、人口構造、国内人口移動および分布ならびに国際人口移動に影響を与えるその他の社会・経済的手段およびプログラムをふくむものと定義されている。したがって、人口政策は社会的・経済的開発政策の一部とみなされている。

#### (4) 世界人口行動計画の研究

このプロジェクトは、世界人口行動計画に対する基礎的研究となり、また同時に世界人口行動計画草案の準備に関係するものである。世界人口行動計画草案が1974年8月の世界人口会議に提出されるものである以上、このプロジェクトも間もなく修了することになる。

#### (5) 人口政策発展の比較分析

このプロジェクトの目的は、各国の人口問題および人口政策に関する情報の収集、その比較分析、低開発国および国際協力機関の人口政策プロジェクトの策定に援助することである。このばあい特に家族計画以外の出生力政策および国内的、国際的移動政策に重点をおく。

#### (6) 各国人口政策の収集と分析

このプロジェクトは、世界人口行動計画の技術的基礎的研究に関連して拡大された作業である。国連は、じゅうらいは出生力に影響を及ぼす手段およびプログラム、特に家族計画プログラムの資料収集を続けていた。しかし、人口政策の分野における作業の拡大ならびに広い定義の採用と共に、この分野の活動も拡大されて、人口増加、構造ならびに分布等の人口変数に影響を与えることを目的とした手段およびプログラムを包括するようになった。現在のプロジェクトでは、このような情報の拡大と不断の更新および人口政策の策定、実行および効果を改善する観点からの分析が計画されている。その第1歩として各国の人口政策の横顔といった要約された形でのとりまとめが1974年の初期に終り、そのあと絶えず更新されていくことになる。1974年の後半においては一部の国の情報についての分析が行われる。この分析には、例えば、明示的な人口政策目標と現実の人口問題の理解のしかたとの比較、そしてまたいくたの社会経済的政策の人口傾向に及ぼす可能性のある影響と明示的な人口政策目標との比較が考慮されている。

#### (7) 人口政策決定の政治的、行政的過程の比較研究

国の人口問題を分析し、その解決のための政策を策定し、その政策を実行する組織上の手続きについて、若干の国を選択し検討を行う。この検討に際しては、この分野の決定が行われる政治的過程の分析も行われる。この分析の目的は、このような学際的な分野における政策決定過程の個別化の度合の研究や、そのことが現実の人口問題に対する人口政策の反応に及ぼす影響の研究を行うことにある。

#### (8) 人口政策を行動計画に移す方法

このプロジェクトは、特に人口の分野における国際的協力の必要性から生じてきたものである。人口政策の領域が家族計画プログラムを超えて拡大されてきたため、これに対応して新しい領域の行動プログラムをあきらかにする必要がある。たとえば、“近代化”は子供数に対する希望、したがって出生力に影響をもたらすことは一般にみとめられているが、それでは近代化のどのような側面がこのような人口の分野の行動プログラムの対象となりうるかについてはあきらかではない。同様に、産業立地は人口分布に対し決定的な影響力をもっているが、しかし現実にはそれは主として経済的その他の考慮を基礎として決定される。産業立地の決定に人口目標を考慮に入れることは、計算のこんなならたな負担の増加がおきてくる。広義の人口政策を現実に、特に双務的、国際的協力の実行に際して反映させようとするならば、以上の諸問題についての体系的な観察が必要である。

### 5 所 感

第17回国連人口委員会の特色は、第1はなんとといっても国連事務総長の世界人口行動計画の第1次草案が提出されたことであり、第2はわが方を始めとしインドネシア、タイ、イランのアジアからの代表が第2回アジア人口会議の成果、特に Declaration of Population Strategy for Development を世界人口行動計画草案の作製にあたって十分に考慮すべきことを強調したことである。第3は、中国が observer ではあるが人口委員会に5名も派遣してきたことである。人口委員会への中国の出席は始めてであるだけに注目された。特に、Observers の Head が家族計画を担当する指導者事務局の Deputy Director であり、また Adviser が厚生省の課長と産科学の助教授であることは、世界人口会議に対する中国の積極的な姿勢を示したものといえよう。

わが方が特に強調した点は、前述の如くアジア人口会議の宣言を世界人口行動計画の Guideline とし、Framework として十分に考慮に入れることの外、日本の経験に基づいて国内人口移動の社会経済的影響、地域人口の人口動態に及ぼす影響ならびに人口の年齢構造の不規則な変化の影響のあることを指摘し、政策策定に際し十分に考慮する必要があることを強調しておいた。

会議を通じての一般的な所見をのべると次の如くである。

第1は、ブラジルがいぜんとして人口政策、特に人口増加抑制政策に反対の態度をとっている。しかし、人口委員会全体の大勢には変化がない。

第2に、問題によっては世界のブロック別に意見が対立することも予想される。1972年の人間環境会議においては南北間の対立が決定的であったが、世界人口会議はさらに複雑である。世界の地域ブロック間ばかりでなく、北の内部での対立、南の内部での対立がみられる。

第3、アジアにおいては家族計画を中心とする人口政策についてのコンセンサスがほぼ確立している点に特徴がみられる。しかし、今後中国の参加があきらかであるから、可能な限り中国との情報交換を進めていくことが望ましい。

第4、岸元首相を中心とする国会議員団のアジア人口視察が人口委員会の直前に行われ、その成果がアメリカ代表 Draper によって人口委員会に紹介され高く評価されたが、アジアの人口問題の解決に対する日本の援助、協力は単に家族計画の分野のみならず、広く人口研究、訓練等の分野において拡大、強化されていくことが必要である。

第5、日本政府の各分野における行政施策のユニークな経験を人口との関連において検討し、世界人口行動計画に積極的な提言を行うことが要望される。

## 6 その他の事項

世界人口会議や世界人口年の実質的な問題以外のものでは紛糾が生じたものは議事規則 (Rules of Procedure) であるが、その中でも特に論議の対象となったのはこの議事規則案の31条であった。ルーマニア代表が、“議長は、重要な決定については投票によるよりもコンセンサスによって採択すべきことを勧告することができる”という新提案を行ったことから議論が百出した。遂にブラジル代表によって支持されたこのルーマニア案は票決によって否決された (反対12票, 賛成9票, 保留3票)。コンセンサスの意義については国連の法律顧問の出席を求めて説明を聞いたがこの用語の法的定義はないということであった。委員会としては、“コンセンサス”は投票のない一般的合意 (general agreement) であって、必ずしも満場一致 (unanimity) を意味しないというように理解した。

次に、第3回特別会期の開催場所についてはすでにジュネーブと決定されていたが、ジュネーブの事務能力の不十分な点からニューヨークにすべきだとの意見が出され、これを経済社会理事会に勧告することを決定した。

さらに、第18回人口委員会は1975年11月にジュネーブで開催することに予定されているが世界人口会議が修了してから1年3ヶ月も後に開催することは人口委員会の任務が果せないから1975年春にニューヨークで開催すべきだとの意見が出された。現在ではなお時期尚早であるので第3回特別会期で改めて検討することとなった。

## 7 中国代表の声明

人口委員会に Observers を始めて派遣した中国は、11月2日(金)、団長の Mr. Yu Wang による声明を行った。その内容を要約すると次の如くである。

国連人口委員会第17回会期に Observers として出席することを私共は喜びとするところであります。議長、カリロー・フロレス、タバーその他の人々に感謝致します。この会期に出席致します主たる目的は、人口問題や世界人口会議についての色々な意見について熟知し、この経験から学びたいということです。この機会を利用致しましてこの問題についての私共の見解をかんたんに上げたいと存じます。

人口の問題はすべての国にとっての共通の関心事でありまして、私共の国も例外ではありません。私共は皆知っていることでありますが、古い中国は外国からの武装侵略と不断の内戦によって苦悩して参りました。疾病、伝染病も流行し、その処理は不完全でした。当時は、出生率も死亡率も高く、その結果人口の自然増加率も低かったのであります。我々人民は急激に貧窮におちいりました。多くの労働者は失業し、農民は破産し、知識階級は仕事に有りつけなかったのであります。大衆は飢餓と寒さの中に生きていました。以上のことはすべて、帝国主義、封建主義、官僚・資本主義の容赦なき抑圧と略奪によってひきおこされたもので、この国の社会的生産能力を破壊したのであります。毛沢東主席と中国共産党の指導の下に、中国人民は革命の勝利をかちとりましたあと、抑圧と略奪を中国から駆逐し、計画的に社会主義的建設を実行し、古い中国から残されてきた餓死と失業に終止符を打ったのであります。世界のすべてのものの中で、人間こそもっとも貴重なものであります。ひとたび人民がその運命についての主人公となりますと、あらゆる奇蹟の実行が可能となります。労働する人民として、人間はなによりもまず生産者であり、それから消費者であります。国の主人公となった中国人民は高度の自主性と創造性を発揮し、幅と深さの両面において生産の休むことなき進歩を作り出し、社会のための富をますます多く創造している。人民共和国の創設以来、中国の生産増加率は人口のそれを上回っている。人口が5億以上から7億以上に50%以上増



加した同じ時期に、穀類の年生産高は、1億1000万トンから2億5000万トンと2倍以上となり、繊維その他の工業生産物は10倍あるいはそれ以上に増大した。中国人民共和国の創設以降の人口の年平均増加率は2%であったのに対して穀類のそれはほとんど4%であった。中国の農業生産物の増加についてはなお大きな潜在力が残されている。現在、中国はなお経済的に貧困であり、開発途上の国である。人民の生活水準はまだ低い。しかし、私共は人民の衣食住ならびに完全雇用を確保した。中国のぼう大な人間資源は計画的、合理的に利用されており、生産発展の本源的要因となっている。中国人民の生活は、生産発展を基礎として堅実に全面的に改善されつつある。

アジア、アフリカおよびラテンアメリカの開発途上諸国の貧困および後進性の主たる原因が過剰人口であるとか、人口政策が貧困と後進性の問題解決に決定的なものであるとかいった考えかたが誤りであり、真実でないことは、私共の経験から知っております。新生中国の人口はあきらかに古い中国のそれよりも多いが、貧しいどころかより豊かになっており、人民はよりよい生活をおくっており、悪くはなっていない。このことは、以上のような誤まった見解を完全に反ばくすることにならないか。1つの国民は、外部からの帝国主義、植民地主義、新植民地主義、内部からの封建主義、官僚—資本主義、特に超強大国のかせを打破し、国民的独立を達成し、土地改革を実行し、国民経済の独立を發展せしめない限り、貧困と後進性から脱却し、繁栄と力をかちとることができないことは極めてあきらかである。

中国は、計画された人口成長政策をふくめて、計画的に国民経済発展政策を遂行している。私共は、物理的生産あるいは人間再生産のいずれについても無政府状態を承認するものではない。人間は自然と共に自身をコントロールすべきである。計画された人口成長を実現するために、私共が行っていることは、生産の活発な発展と人民の生活水準の改善を基礎として、一方では死亡率の改善を、他方では出生計画による出生率の規制のために、都市・農村地域を通じての医療・保健サービスを發展せしめることと母子健康サービスを強化せしめることである。私共が出生計画 (birth planning) というのは、単なる出生コントロールではなくて、異なった事情の中での異なったアプローチを基礎としての計画である。出生率の高い人口稠密地域では、晩婚と出生コントロールが支持される。しかし、不妊で困っている人々に対しては積極的な治療が与えられる。少数民族地域やその他人口稀薄地域では、人口成長をよいにし、生産を促進するための適切な手段が採られている。しかし、子供が多過ぎて、出生コントロールを希望する人々には適切な指導と援助も行われる。自由意思で出生コントロールを求めるすべての人々は、避妊剤や必要な医療サービスが無料で国からうけることができる。

私共の政策は、全国的な建設、婦人の完全な解放、母子の保護、若い世代の育成、人民の健康と国民的繁栄に十分に奉仕している。それはすべて人民の広汎な大衆の利益のためのものである。出生計画の政策の推進にあたっては、私共は政府の指導と大衆自身の創意を組合わせて行っている。政府とすべての水準における社会組織による広報活動は、ますます多くの人々に出生計画の重要性を確信せしめつつあるし、彼等は今日その自由意思でそれを実行している。出生計画は広汎な大衆にとっての直接的な関心事である以上、成功を確保するためには彼等に依存することが重要である。私共は、今日この分野においてある程度の成功を達成した。しかし、なおこの進歩は均等ではなく、私共は努力を続けなければならない。

私共は、人口政策の作成はすべての国の内部問題であると考えている。国によって事情が異なっている以上、人口政策の画一性は望ましくない。しかし、すべての国の主権の完全な尊重を前提とし、それぞれの人民の希望にしたがって人口の問題および出生計画に関し、各国間においてその経

験を分かちあい、意見を交換することは有用である。すべての国は、大きくあろうと小さくあろうと、それぞれ特徴をもっており、人民もまたそうである。私共は他の国々の人々から学びたいと希望している。

## 8 主な発言の要旨

日本代表として今回の regular session において発言した主な事項は次の如くである。

### (1) 各国政府との接触の要請

人口問題の理解のしかたならびに人口政策に対する態度について、世界人口会議事務総長は可能な限り多くの政府と接触すべきことの必要性については、わが方が春の第2回特別会期において強調した点があるが、今回またスウェーデン、アメリカが改めて提起したため、わが方もこの点を指摘しておいた。

### (2) アジア人口会議宣言と世界人口行動計画草案について

アジア人口会議の報告書、特に同会議の画期的な宣言である「開発のための人口戦略宣言」(Declaration of Population Strategy for Development) が世界人口行動計画草案作成にあたってすぐれた guideline であり、framework であり、これを十分に考慮することと、これを越えたものであることを強く希望する発言を行った。

### (3) 人口移動、再分布ならびに人口構造についての発言

世界人口行動計画草案の内容に関連し、日本の経験から留意すべき点についておおむね次のような発言を行った。

第1点は15頁の第4節の(d)にかかわるものである。それは、大都市の人口圧力かんわをはかるための中小規模都市網の整備という点である。これは人口の再分布政策を進める上において本質的に重要であり、それは農村から大都市圏への人口流入を抑制することによって大都市に対する人口圧力をかんわすることに役立つのみならず、環境悪化がおきている大都市圏からの人口流出を促進せしめることになる。第2点は同じく15頁の次の第5節の“農村から都市への人口移動が都市地域に及ぼす影響に重大な関心をもつとしてもその結果として、農村地域自体に対する影響についての関心が最小限になってはならない”ということである。日本においても、何年か前までは都市地域への大量の人口流入の影響のみに関心がもたれる傾向があった。この点に関連して、人口移動を通じて、人口送出地域(農村)および人口受入地域の両者の人口の年齢構造の変化が生じ、その結果として人口動態率に重大な変化が生ずる。すなわち、農村地域では出生率の低下、死亡率の上昇が、そして都市地域では全く反対に出生率の上昇、死亡率の低下が生じた。このようにして、日本では都市的諸県の自然増加率は1965年以降ほとんど例外なく農村的諸県のそれを上回るという歴史上初めての逆転が生じた。人口増加率は常に農村県の方が都市化県よりも高かったのが、今日では人口増加は主として都市化県において生ずるということでその社会的、経済的意義は重大である。

第3点は18頁第3節の人口構造である。人口の老年化過程における二重構造に注目する必要がある。ここで二重構造というのは、一方では老年人口の比例的増加があり、他方において労働年齢人口の老年化過程が生ずるということである。この二重構造的現象は日本において特に顕著にみられる。たとえば、1970年代のわずか10年間に、15～29歳の若い年齢人口は370万減少するのに対して、30～44歳の中年年齢人口は400万増加する。さらに45～59歳の高年齢人口は500万増加する。同じく労働年齢人口といってもこのように年齢群によって極めて不規則な増減が生じることは、経済および社会に不可避な衝撃をもたらすことを示唆している。

#### (4) 人口政策の範囲について

E/CN.9/283 の第3章における「研究および技術的作業」に関して次のような発言を行った。23頁の第83節においては人口政策の領域には、家族計画プログラムのめならず、人口再生産と家族形成、疾病と死亡、人口構造、国内人口移動および分布ならびに国際人口移動に影響を与える (affecting) 社会的、経済的手段をふくむものと定義されている。この定義については次のような事実に注意を喚起した。それは、人口要因に影響を与える (affecting) というばあい、理論的には2つのばあいがある。1つは意図的に (intentionally) 影響を与えるばあいであり、もう1つは意図なくして (unintentionally) 影響を与えるばあいである。たとえば、社会政策の一部としての住宅政策が国あるいは地方政府によって都市地域において行われるばあい、通常は人口政策的な意図がみられない。大都市中心部における住宅の深刻な不足を克服するために、郊外地域における住宅建設を促進する努力が行われる。その結果として、人口の郊外化が急激に進行する。そしてそこには再び人口と社会サービスとの間に不均衡が発生する。しかし、以上のばあいにおいて、住宅政策は一般には人口再分布政策の観点から計画されていない。これは1つの事例にすぎない。社会経済的諸施策とプログラムが人口要因に及ぼす意図しない影響を慎重に検討することが必要である。

ここで指摘しておきたいもう1点は、人口と社会経済的要因との間の data gap であって、このことが人口政策策定をこんなんならしめている。しかし、人口政策策定のために不完全なデータをいかに利用するかという努力も一般に欠如していることに注目すべきである。いいかえれば、不完全ではあるとしてもとにかくも利用可能な既存のデータが有効に利用されていないということである。人口と社会的、経済的要因の分野における不十分な、あるいは孤立的データを人口政策策定のためにいかにして結合するかのテクニックの開発が早急に行われるべきである。